

## アジアにおける児童労働

### アフガニスタン

アフガニスタンは世界で7番目に貧しい国といわれ、現在、その長年に渡る危機から抜け出そうとしています。最悪の形態の児童労働は国中にはびこり、約600ものNGO（非政府組織）が国内で活動し、政府も児童労働問題に取り組んでいるにもかかわらず、問題が十分に対処されるようになるまであと数十年かかるといわれています。

UNICEFの推計によると、アフガニスタンに住む7～14歳の子どもの25%が児童労働に従事しています。しかも、この数字は、現状より低く見積もられていると考えられます。就学率・出席率ともに非常に低く、就学年齢児童のうち、実際学校に通うのは半分くらいで、そのうち7割もの生徒が途中で学校を辞めてしまいます。アフガニスタンでは、次のような様々な形態の児童労働が行われています。

- 親から「貸し出された」子どもがギャングと一緒に物乞いをする。生後12カ月の赤ん坊が「貸し出され」利用される。
- 路上商いや呼び込みなど、路上でのインフォーマルな仕事。
- 家事使用人。平均年齢5～12歳。性別に関係なし。
- カーペット織り。多くの場合家族単位。
- 債務奴隷。レンガ窯の仕事。
- 道路建設
- 荷物運搬人
- 羊の世話番
- 子どもの人身取引。被害者の多くが男子。
- 麻薬の違法取引
- 車の修理工
- 建設工事と石積み
- 農業。ケシの生産（アヘンやモルヒネなどの原料）、フルーツ農園など。
- 子ども兵士

ILO-IPECは現在、アフガニスタンにおける事業の方向性やパートナーの可能性を探り、これまでにUNICEFとの協議を含め、現地視察や調査活動を行ってきました。プロジェクトの基本計画を記したコンセプト・ノートが幅広く協議さ

れ、重要な支援者・関係者からの支持を得ました。財政的支援は、「ペシャワール教育訓練プロジェクト」の成功にならない、すでに確保されています。UNICEFはこれまで、地域を拠点とした復帰支援を通して、戦争の被害を受けた8,500人以上の若者の社会復帰に成功し、また、国内行動計画（NPA）の子ども人身取引に対する取り組みも支援しています。

## バングラデッシュ

バングラデッシュは2004年11月、ミレニアム開発目標（MDG）の達成努力について、初めてのプログレス・レポート（進捗状況報告書）を提出しました。その中には、児童労働に関わりの深い分野について、2015年までの目標が示されています。まず、2000年に49.6%だった1日1米ドル未満で働く人口の割合を2015年までに29.4%にすること；同じく20%だった極度の貧困で生活する人々を14%まで減らします。そして、実質就学率（退学率を差し引いた就学率）を現在の83%から100%に改善し、現在8%の退学率を0%にすることをめざします。

2002年と2003年に、バングラデッシュ統計局は、2度目の全国児童労働調査を行いました。その結果、469万人の児童が働いていることが分かりました。全体で3506万人いる5～14歳の児童の15%にのぼります。5～17歳の推定児童労働人口は、742万人です。

- 5～17歳の児童労働者の男女比は73.5対26.5%。
- 5～17歳の推定児童労働人口は、農村部で640万人、都市部で150万人。
- 全体の93.3%の児童労働人口（5～17歳）が、インフォーマル経済の仕事に携わっています。農業に従事する児童労働人口は450万人（56.4%）、サービス業は200万人（25.9%）、そして工業は140万人（17.7%）です。
- 推定130万人の児童が週43時間以上働いています。年齢に関係なく、このような児童労働には女子よりも男子が多く携わっています。

全国児童労働調査と並行して、ILO-IPECの技術・財政支援のもと、雇用実態調査と最悪の形態の児童労働の5分野（金属溶接業、自動車産業、ストリート・チルドレン、電池の再充電、運送業）の指標調査が、バングラデッシュ統計局の監督のもと行われました。

小学校に通い始める生徒の半数が、5年生を終える前に学校を辞めてしまいます。学校を辞めた生徒の意識は仕事へと傾き、児童労働人口は増加します。高い退学率には様々な原因がありますが、公共初等教育の質の悪さ、大人の識字率の低さ、教育の大切さについての意識が低いこと、教員に対する生徒の数が多すぎること（1対100の場合もある）、教員と学習道具の不足、そして教育の費用などが関係しています。

## カンボジア

カンボジアは世界で最も貧しい国の1つで、国民1人当りのGDPは約300米ドルです。20年も続いた内紛で経済は破壊され、道徳・政治・社会的秩序も混乱し、多くの人々が貧しい暮らしを余儀なくされました。カンボジアはその打撃から回復しようとしています。カンボジアの家庭では、家族の生き残りのためなら子どもが働くことも黙認され助長されます。

2001年に行われたカンボジア児童労働調査によれば、227万6,000人の子どもが児童労働に従事しています。これは、5～17歳の児童人口の半分以上です。5～14歳の児童の場合は45%が働いています。80%以上の児童が農村地帯に住んでいます。子どもはさまざまな分野で働いていますが、主なものは次の通りです。

- 農業、林業、狩猟、漁業（72.7%）
- 卸売り・小売り業（16%）
- 生産業（6.3%）
- 地域・社会・個人サービス業（2.3%）
- その他（2.7%）

カンボジア政府とその社会的パートナーは、最悪の形態の児童労働を撤廃するため、そのような労働を割り出す努力をしてきました。特に漁業、ゴム産業、塩田、家事使用人、児童売買春、そして子どもの人身取引などの児童労働を優先課題としています。カンボジアは人身取引の送出国であるとともに目的地でもあります。UNICEFの報告書によると、セックス・ワーカーの3分の1が18歳未満です。

ILO-IPECは1997年からカンボジアの社会的パートナーと共に活動し、特に「最悪の形態」に焦点を当てた児童労働撤廃のための政策・行動枠組みの施行は大きな成果をあげています。そしてカンボジアは、撤廃期限付きプログラム（TBP）の実施に乗り出しました。2005年からは、ILO、UNICEF、世界銀行が「子どもの仕事を知るために」（*Understanding Children's Work*）という共同研究プロジェクトを開始しています。

## 中国

中国では、児童労働に関する総合的な情報を入手するのが困難です。それは、広大な国土と、分散したデータ収集体制のためです。児童労働は、改革で推進された経済発展に起因する、という認識が一般に普及しています。近年の状況から、誘拐された子どもたちが、児童労働、売買春、窃盗、麻薬取引などで強制的に働かされているとの指摘があります。2004年には、公安機関が1,975件の人身取引を摘発し、3,488人の児童を救出しました。

2002年8月8日、中国はILOの182号条約を批准しました。それに伴う新たな規制と共に、最悪の形態の児童労働問題に国レベルでの対策が講じられることが期待されます。2002年12月1日、改正された「児童労働の雇用禁止に関する規制法」が発効しました。16歳未満の児童の雇用が禁止され、違反した場合には最高1万円の罰金が課せられます。新たな規制のもとでは、使用者による労働者の身分証確認が義務付けられ、それにより規定年齢以下の労働者の雇用を防ぐことができます。

ILO-IPECは、「女性と子どもの人身取引区域プロジェクト」を通じて、2000年から中国、雲南省で活動しています。この試験的プロジェクトでは、教育・啓発・所得創出活動による地域密着型の人身取引防止の有効性が検証されました。それが成功を収めたため、他の5省でも同様のプロジェクトが導入されました。2004年には中華全国婦女連合会（ACWF）と共同で、中国国内における労働搾取のための女性と少女の人身取引を防ぐプロジェクトが新たに始められました。

2004年5月「女性と子どもの人身取引区域プロジェクト」は、山岳地帯における少数民族の少女の人身取引を減らすため、新たな試験的教育イニシアティブを実施しました。このような試験的プロジェクトを通じて、ILO-IPECは、9年間の義務教育を達成するための中国政府の努力に直接貢献しています。

## 韓国

1997年、韓国では18歳未満の児童15,177人が働いていました。そのうち65%が少女です。78%の児童は製造業の仕事をしていました。

韓国はこれまでに、児童労働に関する2つの条約を批准しており（第138号及び182号条約）、2001年に182号条約を批准する以前にも、1997年の労働基準法を施行するための法律によって、18歳未満の子どもが従事してはいけない仕事を規定していました。

2001年の統計によると、就業最低年齢に達している15～19歳の若者36万人が働いていました。韓国では、中学校卒業者の99.5%が高校に進学し、高校卒業者の74.2%がその後も教育を受け続けます。それに基づき韓国政府は、韓国における17歳未満の就労人口は、高校などに進学しない児童と、学校に通いながら働く一部の児童であると推定しています。

2001年、「児童の保護・育成のための総合計画」が開始され、危険・有害な環境からの児童の保護を含む児童の保護・育成に関わる5部門について48の対策が公式化しました。また韓国政府は、若者が労働者として自らの権利を理解・主張できるよう、「未成年者のための労働基準ガイドブック」と題したパンフレットを発行しています。

## インド

インドでは、政府、NGO、地域社会、労働者、使用者、そして国際機関など様々な団体が協力して児童労働問題に取り組み、1987年には「全国児童労働政策」が採用されています。

児童労働についての概念と推算方法が統一されていないため、働く児童の数についてはインド国内でも様々な推定がなされています。1991年の国勢調査によると、児童労働人口は1,128万人（5～14歳の児童人口2億1,000万人中）にのぼり、その9割が農村地帯に住んでいたとされます。1999年と2000年に行われた第55回全国標本調査によると、児童労働の数は約1,040万人ということです。

児童が働く仕事は多岐にわたり、その中には危険・有害と指定されている仕事も含まれます。推計200万人の児童が働くといわれる危険・有害な仕事の例は以下のとおりです。

- 手巻きタバコの生産
- 真鍮製品の製造
- レンガ製造
- 花火の製造
- 履物産業の仕事
- ガラス製の腕輪・足首飾り製造
- 錠作り
- マッチ製造
- 採石場での仕事
- シルク製造

標本調査によると、危険・有害な仕事をする児童の38%が9～13歳、15%が5～8歳、47%が14～17歳です。有害な仕事をする児童の大半が少女です。

2002年から2004年にかけて、ILO-IPECは、インド・アメリカ政府共同の技術協力プロジェクトを開始しました。有害な仕事に従事する児童の現状把握、児童とその家族を救う直接行動の実施と、危険な状況に置かれた児童の発見を目的としています。この「INDUSプログラム」は、ILO-IPECが行ったこれまでで最大の児童労働プログラムで、4,000万米ドル（約46億円）の資金を動員しています。

## インドネシア

2003年の社会経済調査によると、10～14歳の児童150万人あまりが働き、学校に通っていません。この他に、約162万人の児童が学校に通わず家の手伝いなどをしています。また、13～15歳の中学校就学年齢児童の19%を占める418万

人が学校に通っていません。児童労働に従事している又は学校に通っていない児童の割合は、都市部よりも農村部で非常に高くなっています。

ILOの推計では、1999年に5～14歳の児童143万7,000人と、15～17歳の児童343万9,000人が働いていたとされます。インドネシアの児童が搾取される最悪の形態の児童労働としては、商業的性搾取（人身取引も含む）と、鉱業や漁業などの危険・有害な仕事が含まれます。

「最悪の形態の児童労働撤廃に関する国家行動計画」では、5つの分野が優先課題として掲げられています。子どもの人身取引、麻薬の生産・取引、漁業、履物業、そして鉱業です。ILO-IPECは2004年からこの計画を支援するプロジェクトを開始し、優先5分野における児童労働撤廃のため、様々な関連団体と協力して啓発活動や事業を行っています。

就学年齢の児童をもつ貧困家庭を対象としたIPECの最近の調査により、次のような事柄が確認されました。

- 就学年齢の児童のうち19%が学校に通っていません。
- 教育関連費用（通学、制服代など）の家計負担は非常に大きく、子どもを中学と高校に1人ずつ1年間在籍させるための費用は、最低賃金レベルの収入2～3ヵ月分に相当します。
- 子どもを学校に通わせていない回答者のうち71%が、教育の費用負担を最大の理由としてあげています。
- 回答者のうち、すべての児童が15歳まで9年間学校に通うというインドネシア政府の方針を知っていたのは半数だけでした。
- 不正で違法な仕事（売買春や麻薬など）については、18歳未満の児童が働くべきではないという理解が広がる一方、法律で危険・有害な仕事として指定されている分野については未だ理解が少ないままです。児童が化学薬品に関わる仕事をすべきではないと答えたのはわずか16%で、重いものを扱う仕事に反対したのは27%にすぎませんでした。
- 15歳未満の児童労働で、容認できる就労時間について質問したところ、3時間以下37%、4時間27%、5時間19%、そして6時間かそれ以上が15%でした。

インドネシア労働・移住省、他の関係各省庁、労使団体やNGOの代表で構成される「児童労働撤廃運営委員会（NSCECL）」が、児童労働反対のための国家計画を展開・整備・監視する目的で発足しました。2001年、インドネシア政府は大統領令のもと、「最悪の形態の児童労働撤廃のための国家行動委員会（NACEWFCL）」を設置、その任務はILO182号条約の施行を監視することでした。また、インドネシア政府は2003年から撤廃期限付きプログラムを始めています。

## ラオス

ラオスは世界の後発開発途上国の1つです。人口の約3分の1(27.9%)が寿命40歳以下で、人口の大半が安全な水にアクセスすることができません。農業が経済の主要部門で、GDPの52%を占め労働人口の10分の8を雇用しています。鉄道がなく、道路の整備も進まず、国内外における電気通信は非常に限られています。電気は限られた都市部でのみ利用可能です。経済は今後も、IMFや国際支援機関からの援助及び食品加工や鉱業関係の外国投資により支えられると予測されます。

ラオスの子どもたちには、最悪の形態の児童労働の危険が迫っています。中でも特に懸念されるのは、商業的性搾取(及びそれを目的とした人身取引)と武力紛争への徴兵(子ども兵士)です。また、一般にあまり問題として認識されていない家事使用人も憂慮されています。

政府は、ラオスの児童が、外国での性搾取や奴隷労働にだまされ誘惑されてしまう状況をますます懸念しています。ラオスの児童は、タイの搾取工場や売春宿で働かされるため売買されます。18歳未満の児童がラオス政府軍に徴兵されているという指摘があり、また一部機関からは、15歳の若さで強制的に徴兵が行われているとの主張もあります。対立する武装グループによる国内紛争及び周辺の紛争における児童の参加状況を考慮すると、民間の武装グループに児童が徴用される危険性があります。

2005年6月、ラオスは、「児童労働反対国家行動計画」を立案する際、児童労働に関する2つのILO条約(第138号及び182号条約)を批准しました。ラオスでは、家族法、刑法、親族法、国家法と労働法はすべて「子どもの権利条約」の規準に則っていますが、法に関する一般認識と施行水準は低くなっています。また、特に人身取引の問題を扱う法律がありません。刑法第92・119・122・123条は人身取引に関連する犯罪についての刑罰を定めていますが、いずれも人身取引の問題を明確に定義するものではなく、それに関連する行為、つまり「代価と引きかえに人間を取引又は拉致すること」と規定されているだけです。性犯罪を取り締まる法律及び労働法は包括的に整えられています。

## モンゴル

モンゴルにおける児童労働問題は、1990年代初頭からの市場経済への移行期に始まりました。2002年と2003年に行われた全国児童労働調査によると、5~14歳の児童労働人口は推定38,857人で、そのうち65%が男子です。これは5~17歳の児童人口全体の5.7%ですが、路上で生活する児童などが調査に含まれていないため、実際の数字より低くなっていると考えられます。また、15歳の働

く児童 17%のほとんどが農業に従事する少年であることが 2000 年の人口・住宅調査で明らかになりました。児童労働をする子どもの多くが 11～15 歳で、家族のため又は自らの生存のために学校を辞めお金を稼いでいます。2002～2003 年に「経済活動に従事している」とされた児童 68,580 人のうち、65,203 人は自営業や無償労働をしていて、その大部分が家族のための労働でした。全国児童労働調査によると、就学のいかに関わらず、75%近くの児童が家事などの家の仕事に従事しています。

モンゴルでは最悪の形態の児童労働に多くの児童が携わっています。その例は以下の通りです。

- 農村地帯においては、子どもが家畜の世話をします。動物飼育に関連して、極度な温度などのリスクにさらされた上、家族と長い間離れ離れになることもあります。
- 炭鉱業は子どもにとって大変危険で有害な仕事です。児童の多くが 10～16 歳の少年で、彼らは地下で石炭を採掘します。子どもたちは寒くて暗い地下にいて、身を守る防護具もないまま働かされています。
- 岩や土からの金の採集も児童を危険にさらしています。例えば水銀、坑内の崩落、冬には非常に冷たい水、夏には熱の危険などにさらされます。
- 都市部で見られる児童労働としては、路上での経済活動（パン・甘味・ジュース・燃料の販売）、靴磨きや洗車、野菜・紙・ビン集め、ごみ拾いなどがあります。男子は荷物運びとして働かされる場合も多くあります。男女どちらも商業的搾取の対象となる危険があります。
- 売買春をさせられる児童が増えていて、その多くが農村地帯の貧しい家庭出身の 14～16 歳の少女です。

近年モンゴル政府は、児童労働と闘うための戦略や枠組みを多数採用しています。1999 年以降 ILO-IPEC も、児童労働に対する一般的理解の促進、法律の施行や政策の実施に関連する諸機関との協力、児童労働からの児童の救出・援助、そして児童労働の危険にさらされている児童の保護などの活動を通して、モンゴルにおける児童労働撤廃運動を支援しています。モンゴルは現在、撤廃期限付きプログラム（TBP）を開発しています。

## ネパール

ネパールでは、現在でも児童労働が大きな経済・社会現象となっています。ILO の推計によると、1998 年と 1999 年で、5～14 歳の児童 198 万人が経済活動に従事していました。

1997 年全国児童労働調査では、男子の就労率（54%）が女子（46%）を上回り、多くの児童が学校に通っていない状態でした（男子の 14.54%と女子の 25.96%）。

95%もの児童が農業で働いています。そのほとんどが家族のための無償労働ですが、一部の児童は債務奴隷の両親と強制労働又はそれと同等の搾取労働を強いられています。また、児童が多くみられる職種としては、サービス業（2万7,000人）と通信・運輸業（2万6,000人）が多くなっています。

撤廃期限付きプログラムの準備のために行われた調査によると、最悪の形態の児童労働に従事する児童は12万7,143人にのぼります。

- 債務奴隷
- ごみ拾い
- 荷物運搬人
- 家事使用人
- 鉱業
- カーペット織り
- 人身取引の被害者

以上のような最悪の形態の児童労働に従事する児童は10～14歳で働き始めます。このような児童の3分の1以上が読み書きができず、大半が学校を辞めた後、親や親戚によって上記のような職場に送りこまれています。

また、このような児童はみな、土地をもたない、比較的多人数の家庭の出身です。最悪の形態の児童労働に従事する児童の80%以上が仕事のために移住しています。農業と田舎の長距離荷物運搬業に関わる児童を例外として、ネパールの児童の大半が都市部で働いています。

## パキスタン

パキスタン政府統計局の1996年全国児童労働調査によると、全国4,000万人の児童（5～14歳）のうち330万人が常勤レベルで経済活動に従事しています。330万人の男女の内わけは、男子73%（240万人）女子29%（90万人）です。児童の就労は、農村部で都市部の約8倍となっています。経済活動に従事する児童の数は、10～14歳の年齢集団が5～9歳の4倍以上です。

農村地帯に住む子どもは主に農業に従事しています（74%）。都市部では製造業で働く児童が最も多くなります（31%）。どちらの地域でも、製造業とサービス業に関わる児童の割合は女子の方が高く、これは女子の方が製造業やサービス業で働かされやすいことを示しています。また、農業以外の分野で働く児童のほとんど（93%）がインフォーマルな活動に従事しています。

5～14歳の相当数の児童（46％）が児童労働をしています。労働時間は週35時間以上で、13％は週56時間以上働いています。都市部においては、農村部よりもはるかに高い73％の児童が、通常労働時間以上で働かされています。

ILO-IPECは1994年からパキスタンに対し技術協力を行っています。現在パキスタンは、最悪の形態の児童労働のいくつかに的を絞って、撤廃期限付きプログラムを実施しています。鉱業と採石場での仕事、ごみ拾い、ガラス製の腕輪・足首飾り製造、深海漁業、皮なめし業などです。

## フィリピン

2001年、フィリピンの全国統計局が「第2回児童調査」を行いました。それによると、5～17歳の児童全体の16％にあたる420万人が児童労働に携わり、10人中約6人が男子でした。そのうち218万人が5～14歳で、125万人が15～17歳です。約30％（125万人）が学校へ通っておらず、10人中6人が危険・有害な環境で働かされています。また、働く児童のほとんどが、主に農業とサービス業に従事していることが明らかになりました。

児童労働の高い発生率をうけて、フィリピンでは、最も有害で搾取的な児童労働を最優先課題としています。フィリピンの撤廃期限付きプログラムは、次の6つの優先分野に焦点をあてて取り組んでいます。

- 深海漁業
- 鉱業と採石場での仕事
- 花火の製造
- 商業的性搾取（売買春）
- さとうきび農園
- 家事使用人

1990年代にフィリピンでは、政府・使用者・労働組合・市民団体を含む広域的な社会協力の進展とともに、児童労働に関する理解と意識が高まりました。さまざまな団体による同盟が「児童労働反対国家計画（NPACL）」の発案・実行を意欲的に推進しています。NPACLは、フィリピンにはびこる児童労働問題に立ち向かうための総合的な戦略枠組みとなっています。

フィリピンにおける撤廃期限付きプログラムは、NPACLの構想に深く関わり、国や地域レベルのさまざまな支援団体による集団的努力に支えられています。2005年現在、フィリピンのILO-IPECは、撤廃期限付きプログラムの支援のため8つの地域でプロジェクトを実施しています。

フィリピン政府とILO-IPECが児童労働についての覚書（MoU）を公式化した1994年6月より、ILO-IPECはNPACLの構想・実施のサポートを行ってい

ます。また、ILO-IPEC は意識・啓発キャンペーンにも貢献し、それが 1998 年と 2000 年にそれぞれ、ILO の 138・182 号条約の批准へとつながりました。

## スリランカ

1999 年全国児童労働調査によると、スリランカに住む 92 万 6,037 人の児童が経済活動に従事していました。この数字は、学校やその他の教育機関に通いながら経済活動に携わる児童も含まれます。そのうち 23 万 4,618 人（約 26%）もの児童が経済活動に参加している上、学校などの教育機関にまったく所属していません。調査によると、働く児童全体の 52%（47 万 5,531 人）が 5～14 歳です。

経済活動に従事する児童の大部分が男子です（62.3%）。すべての児童労働者のうち、95%が農村部に住んでいます。

児童労働に携わる児童のうち 60%近くが農業の仕事をしていると報告されています。都市部における児童労働者の中で最も多く見られる職業としては、「商店での販売員」と分類されています。家事使用人として働く児童は推定 1 万 9,111 人で、そのほとんどが農村出身の女子です。

調査によると、初等学校への入学状況が改善されたにも関わらず、貧困家庭の生徒は未だに早い時期から退学してしまう状態です。その一般的な原因としては、食料・衣料・文房具・バス代などの基本的必需品の不足、親からのサポートと指導の欠如、教育に対する親の態度、正規の学校教育内容が実際の生活と関係ないこと、などが挙げられます。このような児童の多く、中でも特に少女が、学校教育を犠牲にして、家で幼い弟妹の子守りをさせられています。こうして学校を辞めてしまった子どもたちは、児童労働の市場へと入り込んでしまうのです。

近年多くの調査や介入により明らかになったのは、人身取引の範囲と目的が拡大してきたということです。スリランカでは、約 5,000 人の児童が国内で人身取引の被害にあい、現在、子ども兵士に徴用されたり商業的性搾取業で働かされるなど、最悪の形態の児童労働をさせられています。

北東部州では、推定 2,000 人もの児童が子ども兵士として紛争に参加し、再び普通の生活に適應することができず困難に直面しています。それだけでなく、紛争に直接参加しなかった子どもたちもまた、戦争によりさまざまな形で影響を受けました。多くの子どもたちが肉体的・精神的に傷つき、困難な状況で生活しています。家・学校・病院の破壊を目のあたりにし、ひどい被害を受けた地域では破壊の後もなお危険にさらされ続けています。この苦難と、選択肢の欠如により、特に女性が世帯主の家族で児童労働が増加傾向にあります。

## タイ

近年、児童労働に携わる少数民族の児童は減ってきています。1988年には13～14歳の児童の40%が学校へ行かず働いていましたが、1999年にはこれが10%以下まで減少しました。2004年に労働省が行った全国調査では、15～18歳の労働者が3万2,634人でしたが、就業最低年齢を引き上げた1998年の労働保護法の規定内です。この進展にはさまざまな要因がありますが、低い出生率や、義務教育を6年から9年に延長した政府による教育存続プログラムなどです。

しかし重大なことに、タイ人児童が不足しているため、近隣諸国の児童が人身取引により流入しているという徴候があります。タイは人身取引の送出国であり、経由地であり、そして目的地でもあるのです。ラオス、カンボジア、ミャンマーの児童が、バンコクやその周辺で働かされているとの報告があります。タイ国政府は現在、覚書を市民団体や近隣諸国と交わし施行することにより、人身取引をなくす努力をしています。また、人身取引の防止と廃止のための法律を立案し内閣の承認を待ち、人身取引対策予算も配分しました。

タイで一般的に見られる児童労働は次のとおりです。

- 工場労働
- 漁業
- 建設業
- 農業
- サービス業
- 商業的性搾取
- 物乞い

## ベトナム

1990年代中頃からベトナムは、国民の生活水準を上げる真の発展をとげ、その証拠は飛躍的経済成長と貧困削減に表れています。それにも関わらず、土地を持たない人々は増え、不完全就業が存続しています。教育制度においても、費用が上がる一方質が低下するという問題が起きています。

ベトナムの生活水準調査(92/93, 97/98, 02/03)によると、ベトナムの児童は非常に早い時期から働きはじめます。児童の経済活動従事率は、15～17歳で最も多く(44.7%)、11～14歳がそれに続いています(16.4%)。

ベトナム人児童の経済活動従事率は劇的な減少をみせており、1998年には29.3%でしたが、2003年には18%まで下がりました。しかしながら、最近の報告によると、国内移住者及び難民や登録されていない児童・家族が都市部で増加しています。

子どもたちは、特に商業的性搾取、労働や性搾取のための子どもの人身取引、麻薬の使用・販売などの分野で最悪の形態の児童労働の被害者となる危険にさらされています。また、監督・規制されない取決めや申し合わせにより、インフォーマルな仕事に従事する児童や若者もみられます。移住者、少数民族、そして少女が特に被害にあいやすくなっています。

ベトナムは 2000 年 12 月に 182 号条約を、2003 年 6 月に 138 号条約を、それぞれ批准しています。ストリート・チルドレン、性的虐待の被害者、危険・有害な仕事をする児童などの問題に対する「国家行動計画」（2004-10 年）が、「児童のためのベトナム国家計画」（2001-10 年）の目標達成のため、内閣総理大臣により署名されました。

ベトナム政府は 2000 年 11 月、ベトナム労働省 / 労働疾病兵社会福祉省、アメリカ合衆国労働省との間で覚書を交わし、児童労働撤廃にむけて意欲的な姿勢を示しました。その中で両国政府は、搾取的児童労働及び人身取引の効果的防止と撤廃に向けて、共同プログラムと技術協力を立ち上げることに同意しています。